

「とっとり diary」 とっとり暮らし発信事業実施委託業務仕様書

1 委託業務名

「とっとり diary」 とっとり暮らし発信事業実施委託業務

2 「とっとり diary」 とっとり暮らし発信事業の目的

都市部の若者や子育て層へのとっとり暮らしの魅力発信を強化するため、リアルなとっとり暮らしの発信を県内の移住者等や高校生・大学生などの若者に担い手となってもらい、鳥取県の認知度向上及び「暮らしやすい鳥取」のイメージ醸成を図り、若者・子育て層（20～40歳代）の本県への移住・定住へつなげる。

※「とっとり diary」とは

令和3年12月から本県で移住・兼業している現役の客室乗務員である「とっとりへウェルカニコーディネーター」が運用する、リアルなとっとり暮らしの魅力を発信するための写真・動画共有ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）。

種別	アカウント名	URL 及び QR コード
Instagram	とっとり diary	https://www.instagram.com/tottori_diary/ 
YouTube	「とっとり diary」チャンネル	https://www.youtube.com/@tottorivlog/videos 

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務内容

(1) とっとり diary インフルエンサーの情報発信にかかる管理等

ア とっとり diary インフルエンサーの選定

とっとり diary インフルエンサー（10名程度）の選定を行うこととし、選定に当たっては発注者と協議して選定すること。

なお、任命は発注者が行う。

とっとり diary インフルエンサーとは、各 SNS のフォロワー数が合計 3,000 以上のすでに優れた発信力を有している移住者（子育て夫婦等）や関係人口等本県にゆかりのある者をいう。

【参考】 令和5年度とっとり diary インフルエンサー

<https://furusato.tori-info.co.jp/iju/tottoridiary/>



イ とっとり diary インフルエンサーの情報発信の管理

とっとり diary インフルエンサーが業務期間中に行う情報発信の内容及び回数について管理すること。

情報発信の内容の管理にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・移住して実際に鳥取で生活している者ならではの視点や、若い感性によるリアルなとっとり暮らしの魅力を伝えることにより、都市部の若者のとっとり暮らしへの関心を高め、移住者増に寄与するような内容となっているか。
- ・鳥取県への移住についてのイメージを著しく低下させる恐れのある内容となっていないか。

鳥取県への移住についてのイメージを著しく低下させる恐れのある内容となっている場合は、受注者が記載内容や表現について調整を行う等、とっとり diary インフルエンサーが発信する情報の質を担保すること。

情報発信の回数の管理にあたっては、以下のいずれかの発信ツールで「一人当たりの発信回数等」に記載の回数以上のコンテンツを SNS で発信させること。

なお、「とっとり diary」の名称が広く都市部の受け手に認知されるよう、全てに「#（ハッシュタグ）とっとり diary」を付けて発信させることとし、コンテンツは文章だけではなく、写真や動画等も加えて閲覧者の移住意欲を喚起するものとする。

【発信ツール及び回数等】

発信ツール	一人あたりの発信回数等	業務期間
動画投稿型 SNS (YouTube、TikTok 等)	10 本以上	令和 6 年 8 月～ 令和 7 年 2 月
写真、文章投稿型 SNS (Instagram のフィード投稿、リール投稿、X のポスト等)	20 回以上	
ライブ配信型 SNS (Instagram ライブ、YouTube ライブ、TikTok ライブ、ツイキャス等)	8 回以上	

※複数ツール同時利用の場合の発信回数については発注者と協議して決定すること。

ウ とっとり diary インフルエンサーへの活動費の支払

とっとり diary インフルエンサーが（1）イで指定する回数以上の発信を行った場合、受注者はとっとり diary インフルエンサーに活動費（88,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）/人）を支払う。

なお、10 名分の活動費 880,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）については、本委託業務の契約金額に含めるものとする。

エ その他

- ・とっとり diary インフルエンサー同士が互いに交流、情報共有できる環境（参加者がメッセージのやりとりを円滑に行うことができる LINE のオープンチャット、Slack 等のメッセージアプリ等）を整備・運営すること。
- ・とっとり diary インフルエンサー同士が互いにコラボレーションし、発信できる仕組みを構築

すること。

- ・とっとり diary インフルエンサーの本事業の実施による SNS 運用収益については、各とっとり diary インフルエンサーの収入とするものとし、本事業の収支には勘案しないものとする。
- ・公益財団法人 ふるさと鳥取県定住機構がとっとり diary インフルエンサーを紹介するポータルサイト (<https://furusato.tori-info.co.jp/iju/tottoridiary/>) 等へ記事等を掲載する際は協力すること。

(2) 若者による継続的な情報発信の仕組みづくり

主に県内在住の若者が、都市部の若者向けに SNS 上でとっとり暮らしの魅力を継続的かつ自発的に発信する仕組みを構築し、運用すること。

なお、当該仕組みは本県の魅力を発見することで、若者の県内定着や I J U ターンの促進につながるようなものとし、若者の意見を取り入れることで、若者目線に立ったものとなるよう発注者と協議すること。

また、とっとり暮らしの魅力発信を行う若者は原則 29 歳以下の者とし、30 名以上を目標とすること。

(3) プロモーション

とっとり diary インフルエンサー及び若者の情報発信が都市部へ届くよう効果的なプロモーションを行うこと。

5 本委託業務の実施体制等

(1) 事業統括責任者

本委託業務を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

(2) 事業スタッフ

本委託業務を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

(3) 打合せ・報告に関する要件

受注者は、本委託業務を実施するにあたり、スケジュール等に十分配慮し、発注者との打合せ・報告等を行うこと。なお、受注者は、発注者との打合せ・報告等の際は、議事録を作成・提出し、その内容の確認を得ること。

6 対象経費

本委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、需用費、賃借料、委託費等）とする。

なお、備品購入など、受注者の財産取得となる経費は原則として認めない。

また、原則、業務完了後経費を精算の上確定するものとする。

7 各種必要経費の支払い

本委託業務の実施に当たって必要な経費について、関係者へ支払うこと。

8 仕様等の変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、発注者の承認を得ること。

9 本委託業務の実施に当たっての留意事項

- (1) 本委託業務の経理を明確にするため、受注者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (2) 本委託業務に関連する書類・領収書等は契約締結後5年間保存すること。
- (3) 本委託業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (4) 受注者は、本委託業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに発注者に連絡すること。
- (5) その他、必要に応じて発注者等と協議を行うこと。

10 再委託

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の上限額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本委託業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、県に対して責任を負わせなければならない。

11 実績報告

受注者は、業務完了後令和7年3月21日(金)までに実績報告書(A4サイズ)を提出することとし、令和7年3月28日(金)までに発注者の検査を受けること。

なお、実績報告書には、次の内容を含むものとする。

- ・事業概要
- ・事業の目標・成果指標
- ・とっとり diary インフルエンサー名簿(氏名、所属、年齢、SNSツール、アカウント、情報発信コンテンツ数、内容、フォロワー数その他これに類するもの)
- ・県内の若者名簿(所属、SNSツール、アカウント、情報発信コンテンツ数、内容、フォロワー数その他これに類するもの)
- ・収支報告及び関連書類
- ・とっとり diary インフルエンサー及び若者が発信した情報を受け取った都市部の若者の声
- ・本委託業務により移住につながった者の人数

12 権利の帰属

本委託業務により新たに制作した制作物(データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン物、プログラム等)の著作権は(著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む。)発注者に譲渡するものとし、発注者はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。

1.3 書類の提出者への教示等

提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上提出するものとする。

1.4 個人情報の保護

- (1) 受注者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、「1.0 再委託」の規定により委託業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受注者に対して特記事項を遵守させなければならない。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者（受託者）をいう。